

# 「全旅協 国内旅行キャンセル補償制度」のご案内

一般社団法人全国旅行業協会（ANTA）加盟会社である当社は、皆さまの安全の確保と利便の増進を図る一助として「全旅協 国内旅行キャンセル補償制度」に加入しております。  
キャンセル補償特約を付与したご旅行には「全旅協 国内旅行キャンセル補償制度」が適用され、旅行開始前にご一行様のどなたかが不慮の事故や病気、あるいは急な出張などにより旅行契約をキャンセルした場合に役立ちます。この「全旅協 国内旅行キャンセル補償制度」のご案内は旅行開始日まで大切に保管の上、旅行をキャンセルされた場合は以下ご参照いただき、所定の手続きをお願いいたします。

## 1. 「全旅協 国内旅行キャンセル補償制度」概要

- ・キャンセル補償特約を付与したご旅行には「全旅協 国内旅行キャンセル補償制度」が自動セットされます。
- ・当社を介した国内旅行サービスのキャンセルに際して発生する取消料・違約料（キャンセル料）が補償対象となります。
- ・キャンセル料をご負担された方に対しキャンセル料の70%に当たる金額を保険会社よりお支払いします。

例えばこのような場合にキャンセル料を補償します。



同伴者が急病やケガで病院へ。  
旅行に行けなくなってしまったので、  
自分も旅行をキャンセルすることに・・・



**同伴者事由の場合も、ご自身のキャンセル料の70%が補償されます。**  
（当社を介して予約・手配された国内旅行サービスの最初の搭乗または最初の施設利用予定日の前々日から翌日のうち、いずれかに通院しキャンセルした場合のみ補償）

※その他の支払い事由については「2. 全旅協 国内旅行キャンセル補償制度で補償される事由（概要）」をご覧ください。  
※保険金のご請求手続きにあたっては事由を証明する書類が必要です。

## 保険金請求時のお支払いケース

旅行代金  
合計10万円の場合

キャンセル料が旅行代金の30%の場合  
**キャンセル料の3万円**を差し引いて  
7万円をお客さまへ返金します。

キャンセル費用保険金の額は  
**21,000円**  
（キャンセル料3万円×70%）  
※お客さまから保険金請求書類を  
保険会社へ提出します。

※お支払いする保険金の一例です。

## 2. 全旅協 国内旅行キャンセル補償制度で補償される事由（概要）

・以下表に記載の旅行キャンセル原因によりキャンセル料のご負担が発生した場合に保険金がお支払いされます。

【用語のご説明】

記名被保険者：本補償制度で補償を受ける方。旅行者をさします。

同行予約者：記名被保険者（旅行者）と同一の国内旅行サービスに参加予約した方で記名被保険者に同行する方。

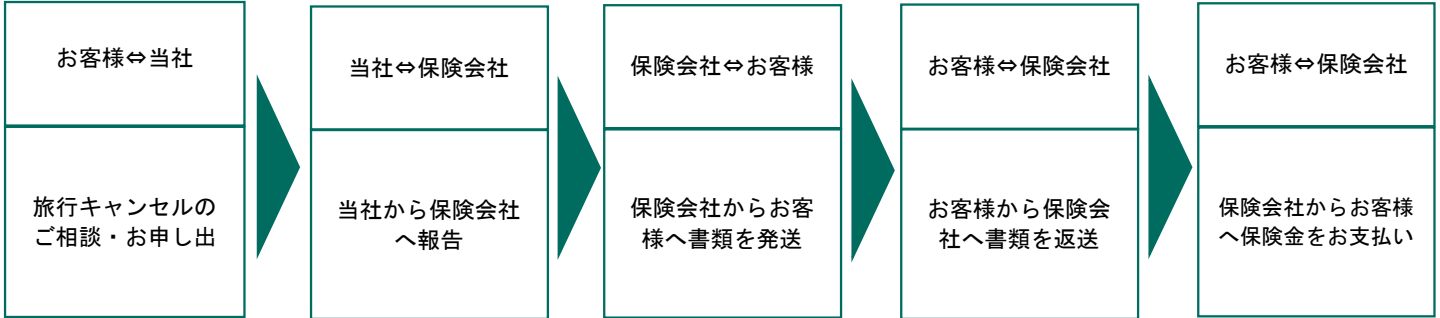
記名被保険者等：記名被保険者または同行予約者。

旅行キャンセル原因	保険金支払の対象となるケース（概要）	キャンセル原因者			支払割合
		本人	同行予約者	親族	
① 死亡危篤（☆）	記名被保険者、同行予約者、記名被保険者等の配偶者または3親等内の親族が死亡した場合または危篤（重傷・重病で生命が危うく予断を許さない状態と医師が判断した場合）となった場合 ※死亡、危篤の原因が新型コロナウイルスによるものも含まれます。	○	○	○	70%
② 入院（☆）	記名被保険者等または記名被保険者等の配偶者または2親等内の親族が、ケガや疾病により入院が必要となった場合（ただし当社を介して手配・予約された国内旅行サービスの最初の搭乗または最初の施設利用予定日を含めた7日前から、当社を介して手配・予約された国内旅行サービスの最後の搭乗または最後の施設利用予定日の翌日までの間に入院した、もしくは入院が決定していた場合に限り） ※入院の原因が新型コロナウイルスによるもの（自宅療養も含む）も含まれます。	○	○	○	
③ 通院（☆）	記名被保険者等または記名被保険者等の配偶者または2親等内の親族が、ケガや疾病により通院が必要となった場合（ただし当社を介して手配・予約された国内旅行サービスの最初の搭乗または最初の施設利用予定日の前々日から翌日のうち、いずれかに通院した場合に限り） ※通院の理由が新型コロナウイルスによるものも含まれます。	○	○	○	
④ 急な出張	勤務先の命令により急な海外出張または2泊以上の国内出張が入った場合（当社を介して手配・予約された国内旅行サービスの最初の搭乗または最初の施設利用予定日から最後の搭乗または最後の施設利用予定日の間に、業務出張開始日から業務出張終了日の間のいずれかが含まれる場合）	○	○		
⑤ 目的地での事故	目的地において利用を予定していた運送・宿泊機関等の事故または火災が発生した場合	○	○		
⑥ 交通機関の遅延・欠航・運休	搭乗中あるいは搭乗予定の航空機・列車・船舶等（運航時刻が定められた交通機関）の2時間以上の遅延や欠航・運休が発生した場合	○	○		
⑦ 妊娠 早産等	妊娠の発覚、出産、早産・流産が発生した場合	○	○		
⑧ 婚約破棄 離婚	離婚や婚約破棄が発生した場合（出席予定であった結婚式・披露宴等の婚姻関係のイベントの主催当事者間で離婚や婚約破棄があった場合も含みます）	○	○		
⑨ ペットの死亡	家庭で飼っているペット（犬または猫）が死亡し遺体処理をした場合	○	○		
⑩ 災害避難指示	台風、豪雨、洪水等により災害対策基本法に基づく避難指示が発せられた場合	○	○		
⑪ 緊急事態宣言等	全都道府県に対する日本国政府の緊急事態宣言の発令、もしくは感染症（☆）による隔離が発せられた場合※ <b>新型コロナウイルスの感染拡大に伴う自粛は対象外</b>	○	○		
⑫ 裁判所への出廷	裁判所の呼出しを受け、証人、鑑定人または裁判員として裁判所に出頭する場合	○	○		
⑬ 勤務先の倒産	勤務先企業が倒産した場合	○	○		
⑭ 建物・家財の損害	火災、台風、洪水、土砂崩れ、物体落下等により100万円以上の損害が発生した場合	○	○		
保険金お支払いの対象外に関する注意事項	<p>【お支払いの対象外となる事由について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆全旅協国内旅行キャンセル補償制度ご加入前に上記記載の旅行キャンセル（最初の搭乗または最初の利用施設中止）原因が発生していた場合は、保険金のお支払の対象になりません。</li> <li>◆「死亡・危篤」「入院」「通院」「感染症」（☆印）の原因が本人、同行予約者の場合、既往症は対象外です。既往症とは加入前に発症し、医師の治療を受けているものを指します。2年以上治療が行われていない場合でも完治したものはみなさない疾病もあります（例：ガン、心筋梗塞、脳卒中等）。</li> <li>◆全旅協国内旅行キャンセル補償制度の支払項目（キャンセルの原因）は上記項目に限定されていますので、上記以外の原因によるキャンセルは、保険金お支払対象になりません。</li> <li>◆日本国内における地震もしくは噴火またはこれらによる津波が発生したことを原因とした旅行のキャンセルは補償の対象外です。</li> </ul> <p>【旅行キャンセル原因⑪について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆保険料領収前または契約日以前に世界保健機関がパンデミックの宣言またはこれに準ずる表明を行った感染症およびこれに伴って発生したものを除きます。新型コロナウイルスに関連する全都道府県に対する日本国政府の緊急事態宣言の発令、もしくは新型コロナウイルス感染による隔離が発せられたことが原因によるキャンセルは、保険金お支払対象になりません。</li> </ul>				

### 3. キャンセル発生から保険金お支払いまでの流れ

- ・当社にて旅行キャンセル受付後、当社から引受保険会社へ連絡を行います。
- ・その後お客さまへ、引受保険会社から保険金請求書類が送付されますので、ご記入の上ご返送をお願いいたします。
- ・その際、「4. 保険金請求時にご提出いただく書類について」に記載の書類の同封をお願いします。

#### キャンセル発生から保険金お支払いまで



### 4. 保険金請求時にご提出いただく書類について

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、下表の「共通」に記載の書類に加えて、下表の各キャンセル原因に関して「保険金請求に必要な書類(例)」欄に記載の書類をご提出いただきます。  
 (注1) 提出いただいた書類をご確認させていただいた後で、事故の内容、損害の額に応じて、下表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

キャンセル原因		保険金請求に必要な書類(例)	
共通		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険金請求書類[引受保険会社より郵送]</li> <li>・事故状況申告書[引受保険会社より郵送]</li> <li>・旅行キャンセル証明書 [旅行をキャンセルしたこと、キャンセル費用が確認できるもの。原則当社から保険会社へ提出します]</li> <li>・下記書類のうち、キャンセル原因に該当するもの</li> </ul>	
		旅行者(ご本人または同行予約者)の傷病	旅行者以外のご家族の傷病
①	死亡、危篤	死亡診断書(死体検案書)、危篤証明書	・お亡くなりになったこと(お名前/逝去日)を確認できる書面(葬儀開催連絡等)、危篤証明書
②	入院	・入院期間が記載された病院(診療所)の証明書類(病院発行の氏名が記載された治療費領収書等)	・入院期間が記載された病院(診療所)の証明書類(病院発行の氏名が記載された治療費領収書等)
③	通院	・疾病の場合は、契約日の翌日以降に治療を開始したことが確認できる医師の診断書	・通院日が記載された病院(診療所)の証明書類(病院発行の氏名が記載された治療費領収書等)
④	急な出張	・出張命令書、出張スケジュール表、出張報告書等出張期間が確認できる書類	
⑤	目的地での事故	・事故状況申告書に詳細をご記入ください。	
⑥	交通機関の遅延・欠航・運休	・交通機関発行の遅延証明書、航空会社発行の遅延・欠航証明書(事故状況申告書に運休・遅延したフライト番号(列車名)等を記入のうえ、その状況の詳細を記載することで代替可)	
⑦	妊娠、早産等	[妊娠]	・妊娠の判明が契約日の翌日以降であることがわかる資料(病院発行の氏名が記載された治療費領収書・妊娠証明書等)
		[出産・早産等]	・出産日(早産、流産した日を含む)が契約日の翌日以降であることがわかる書類
⑧	婚約破棄、離婚	・事故状況申告書に詳細をご記入ください。	
⑨	ペットの死亡	・獣医師による死亡診断書(死体検案書)または役所/保健所への死亡届	
⑩	災害避難指示	・事故状況申告書に詳細をご記入ください。	
⑪	緊急事態宣言等	事故状況申告書に詳細をご記入ください。	
⑫	裁判所への出廷	・裁判所から受けた出廷要請を証明する書類(出廷日が確認できる資料)	
⑬	勤務先の倒産	・倒産の事実が分かる資料	
⑭	建物・家屋の損害	・事故状況申告書に詳細をご記入ください。	

## 5. 特約の料金

特約の付与をご希望の場合はご旅行代金に追加させていただきます。  
料金についてはご旅行代金により変動します。

(掛け金例)

おひとり様当たりのご旅行代金	～10,000円の場合	1名当たりの掛け金	100円
おひとり様当たりのご旅行代金	10,001～20,000円の場合	1名当たりの掛け金	190円
おひとり様当たりのご旅行代金	20,001～30,000円の場合	1名当たりの掛け金	290円
おひとり様当たりのご旅行代金	30,001～40,000円の場合	1名当たりの掛け金	380円
おひとり様当たりのご旅行代金	40,001～50,000円の場合	1名当たりの掛け金	480円

## 6. Q & A

### Q 1 何が対象の補償制度ですか？

A 最初の搭乗または施設利用前に所定のキャンセル原因により旅行をキャンセルしたことに伴い、お客様が負担した費用（キャンセル料）が対象です。キャンセル料の70%が保険会社より支払われます。

### Q 2 いつからいつまでが補償の対象期間ですか？

A 加入日の翌日午前0時から最初の搭乗または最初の施設利用を開始するまでとなります。

### Q 3 保険金を請求したい場合どうすれば良いですか？

A お客さまより当社が旅行キャンセルを受け付けた際にキャンセル原因についてお伺いします。  
保険会社への最初の事故報告は当社が行います。その後、保険会社からお客さまへ手続き書類を発送致します。

### Q 4 補償の対象になるのであればキャンセルしようと考えています。どこに相談すれば良いですか？

A 当社へご相談ください。キャンセル発生前では保険会社ではお答え出来ません。

### Q 5 ツアーに含まれない、自分で手配した宿泊施設・交通期間のキャンセル料も対象となりますか？

A 対象外です。対象となるのは当社を通して手配した国内旅行サービスのキャンセル料のみです。

### Q 6 新型コロナウイルスに感染し、旅行をキャンセルした場合は補償の対象になりますか？

A 新型コロナウイルスに感染し、死亡・危篤、入院、通院した場合、それぞれの支払要件にあてはまる場合は補償対象です。  
詳細は2. 全旅協 国内旅行キャンセル補償制度で補償される事由（概要）をご参照ください。

### Q 7 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、イベントが中止・延期となり、旅行をキャンセルした場合は対象になりますか？

A 予定していたイベントの中止に伴う旅行のキャンセルは補償の対象外です。

### Q 8 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、旅行を自粛することになりましたが対象になりますか？

A 自粛による旅行のキャンセルに伴うキャンセル料は補償の対象外です。